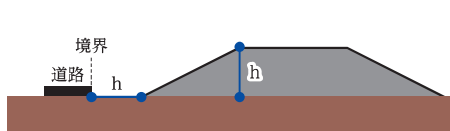
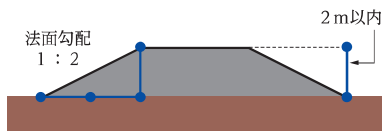


⚠ 条例で規制される行為

- 原則土砂の高さ 2m以内 法面勾配 1:2
- 道路や水路、宅地などから一定の距離を離す



- 汚染された土砂のたい積



- その他規制があるので、市に問い合わせして下さい。

- 罰則もあります。

3,000㎡以上の場合は市へ相談して下さい。

この他に必要な場合手続きがあります。

- 農地に関しては、さいたま市 農業委員会事務局に相談して下さい。
農地調整課 TEL:048-829-1903
- 見沼田圃に関しては、さいたま市都市局みどり公園推進部 見沼田圃政策推進課に相談して下さい。
見沼田圃政策推進課 政策推進係 TEL:048-829-1413
- 埼玉県内で500㎡以上の土砂を排出する場合は、埼玉県の各環境管理事務所にご相談下さい。

◆ 問い合わせ ◆

さいたま市産業廃棄物指導課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館 地下1階

TEL:048-829-1609 FAX:048-829-1933

E-mail:sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp

さいたま市HPのトップページで「土砂条例」で検索してください。

さいたま市 土砂のたい積等の規制に関する条例

【条例の目的】

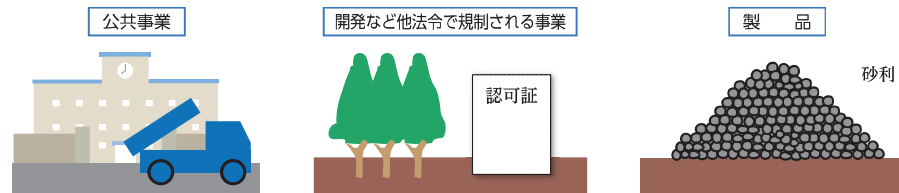
この条例は、土砂をたい積するときの高さ、法面の勾配などの規制を行うことや、汚染された土砂の搬入を禁止することで、災害の発生及び汚染された土砂の搬入を未然に防止し、市民生活の安全確保及び生活環境を保全することを目的としています。

許可制度について

こんなときは許可が必要です。

埋立てや盛土を行う面積（土砂のたい積が一回の土地の区域において行われる場合は、それぞれの合計面積）が500㎡以上になる土砂のたい積を行う場合。

許可が不要な場合もあります。



定義について

土砂とは 建設工事などにより発生した土、砂、礫及びこれらが集まったものをいう。

たい積とは 埋立て、盛土や一時的な土砂の保管をすることをいう。

